

お手軽な

電子申請 をご利用ください

東京SR経営労務センター

利用できる手続

- 雇用保険被保険者資格取得届
- 雇用保険被保険者資格喪失届(離職票あり・離職票なし)
- 氏名変更届
- 転勤届
- 資格喪失届出後の離職票交付申請
- 離職票の再交付申請
- 高齢者継続給付60歳到達時賃金証明
- 育児休業給付休業開始時賃金月額証明
- 介護休業給付休業開始時賃金月額証明

* 総務省e-Govの一括申請対象業務が拡大され次第追加をします

利用方法

東京SRのホームページからメールアドレスを登録してください。

- メールアドレスを登録すると、事務局からID・PWが通知されます。
- 同時に、e-Govへの社労士会員パーソナライズ認証も事務局で行います。

事務の流れ

- ① 東京SR-SaaSシステムへ接続し、届出等のデータを作成し事務局へ送信
- ② 事務局で電子認証を添えてe-Govへ一括申請
- ③ e-Govから社労士会員へ処理完了書類等の送付

* 電子申請の具体的処理については、東京SRホームページに説明書を掲載しております。

また、不明な点については㈱エムケイシステムのカスタマーズセンターへ問合せもできます。

東京SR専用回線 080-3459-9933

共通回線 0120-048-604 (FaX 0120-031-075)

東京SR経営労務センター事務局 03-3264-0751